

通知対象物に係る代替化学名等の通知に関する指針案に関する意見募集の結果について

令和8年2月20日
厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課

標記について、令和7年10月17日（金）から同年11月16日（日）までの間、ホームページを通じて御意見を募集したところ、計33件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容により分類し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

なお、今回の御意見募集は代替化学名等に係るものでしたが、これ以外のSDSの記載方法等に関する御意見も多くいただきました。より適切な通知の実施のため、これらについても考え方を公表しております。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	【代替化学名等の設定方法について】 営業秘密のために化学物質の一部を隠すことは理解するが、本指針はかなり複雑な方法で難度が高いため、SDSを作成しても指針に沿ったものに出来上がる可能性は相当低くなると予想される。誰でも分かり、ミスなく作れるようなガイドラインを要望する。 代替化学名の記載は、化学分野・労働安全衛生分野の両方に相当精通した人でしかできない内容になっている。社内で代替化学名を使ったSDSを作ったとしても、その内容が正しいかどうかは判断できず、間違ったものが蔓延する可能性が高い。SDSに関わる全ての人非常に混乱することが予想される。民間に押し付けるのではなく、国でSDSチェックする機構を作る、もしくは1つ1つの物質について代替する場合のモデルSDSを作るといったことを要望する。 名称構成要素について代替化学名の設定方法をガイドラインで紹介する場合は、置換可能な事例と合わせて、置換が不可とされる事例を記載して頂けたらと思います。不可事例以外は可能との解釈をするつもりはありませんが、秘匿を指向する担当者を説得する材料はなるべく明快なものであってほしいと考えています。	本指針に基づく適切な代替化学名等の設定のため、設定方法を解説したマニュアルを作成することとしています。 このマニュアルにおいては、具体的な代替化学名等の設定例を示すとともに、置換可能な置換基等や、逆に置換が望ましくない置換基等に関する事例、代替化学名の設定に当たっての危険性及び有害性との関連性の配慮の事例も記載することとしています。 なお、代替化学名の設定においては、事業者ごとにどの部分を置換又は削除するか考え方も異なりますので、行政による承認制は考えておりません。

	代替名の決定に当たって、代替名と有害性の関連性が分かるようにするとされているが具体的にはどのような表現を想定しているのかガイドラインに具体例を示して頂きたい。	
2	【代替化学名等の設定方法について】 商社など化学の専門人材を有しない輸入業者にとって、代替化学名の作成は極めて困難です。代替化学品名を命名するには、化学品の命名に関する専門知識を要するため、専門家の助言なしに適切な代替化学名を設定することは実質的に不可能です。そのため、代替化学名の作成支援を行う専門家やコンサルタントの指標を定めて頂き、輸入者が適切に外部委託できるような仕組みを設けていただきたい。 若しくは、欧州のように、代替化学品名を当局に届け出るような仕組みを導入し、管理できる仕組みがあれば、なお良いと思います。 また、欧州から輸入する化学製品の場合など、現地法令に基づく代替化学名が既に用いられている場合がありますが、これらを日本側で改めて再命名することは、輸入者にとって大きな負担です。したがって、EU など同等の化学物質管理制度を有する国で認められた代替化学名については、日本でもそのまま使用できるようにしていただきたい。	代替化学名等の通知は、リスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施に支障が生じない範囲内で、かつ、化学物質の成分の情報が企業の営業秘密に該当する情報である場合に行うことができるものですので、事業者には代替化学名等による通知が義務付けされるものではありません。 現在、適切な代替化学名等の設定方法を解説したマニュアルを作成することとしており、当該マニュアル等を参照することにより、代替化学名等の設定は可能と考えております。 このため、厚生労働省として、代替化学名の作成支援を行う専門家等を設けることや、行政による承認制については考えておりません。 なお、日本国内で流通する製品には我が国の規制が適用されます。したがって、海外において既に代替化学名が設定されている物質についても、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号。以下「改正法」という。）施行後の労働安全衛生法第57条の2第3項等に基づき、代替化学名を適切に設定する必要があります。
3	【3要素の置換又は削除について】	代替化学名は、原則として4要素のいずれか一つを置換又は削除する

	2要素の置換又は削除を行っても特定されるおそれがある場合は、危険有害性情報の通知で代えることだけでなく、3要素の置換又は削除も選択できるようにすべき。	ことにより設定し、化学物質の構造が単純である等の理由により、1要素のみの置換又は削除では化学物質の成分の情報が特定されるおそれがある場合には、2要素までの置換又は削除を認めることとしています。代替化学名の設定に当たっては、危険性及び有害性との関連性が理解できるよう配慮する観点から、3要素の置換又は削除は考えていません。なお、2要素の置換又は削除を行っても、当該代替化学名に該当する構造を有する代替化学名の対象物質の種類が少ない等の理由により、物質名が特定されるおそれがある場合には、代替有害性情報を通知することで通知に代えることにできることとしました。
4	【代替有害性情報による通知について】 「代替有害性情報」は、定義が示されたとしても、代替された有害性情報（有害性情報を省略や置き換えたもの）と誤認される恐れがあります。代替化学名成分の有害性情報であるなら、誤認されない表現とすることが望ましいです。 当該成分の危険有害性区分等の危険有害性を通知することで代替化学名の通知に代えることができると記載されているが、混合物の場合、その危険性は混合物として判定されるものでありことから、当該成分については有害性のみ通知を必須とし、危険性について任意とすべきではないか。	2要素の置換又は削除を行ってもなお、代替化学名により化学物質の成分の情報が特定されるおそれが高い場合の通知については、省令で代替化学名等により通知しようとする成分に関する労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）第57条の2第1項第4号の情報（人体に及ぼす作用）を代替有害性情報と定義し、当該情報による通知ができることとしました。なお、この場合に必ず通知すべき情報は人体に及ぼす作用（有害性情報）のみであり、危険性について通知を求めているものではありません。

5	【代替化学名等の設定方法について】 代替化学名により化学物質の成分の情報が特定されるかどうかの判断は、当該化学品に係る技術や市場動向に詳しい事業者の判断によるべきと考えるがその考えでよいか。	省令において、代替有害性情報を通知することをもって成分情報の通知に代えることができるのは、当該代替化学名に該当する構造を有する代替化学名等の対象物質の種類が少ない等の理由により、代替化学名による通知では当該成分の情報が特定されるおそれが高い場合に限ると規定しています。 これについては、法令の規定等を十分に踏まえた上で、事業者において適切に判断いただくこととなりますが、当該物質が上記理由に該当することについては、適切に整理し、労働基準監督署の求めに応じ説明できる必要があります。
6	【代替化学名等の対象物質について】 法第 57 条の 2 第 1 項で定める通知対象物質に該当せず、皮膚等障害化学物質に該当する物質（例えばメーカー SDS で皮膚腐食性区分 1 の物質）は、代替化学名等による通知の対象外となるか。	安衛法第 57 条の 2 第 1 項で定める通知対象物（以下「通知対象物」という。）に該当しない場合には、改正法による改正後の安衛法第 57 条第 3 項に基づく代替化学名等による通知の対象外となります。 ただし、通知対象物に該当しない場合であっても、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 24 条の 15 に規定する特定危険有害化学物質等について、化学名における成分の構造または構成要素を表す文字の一部を省略し、若しくは置き換えた化学名等による通知を行う場合には、本指針に準じて取り組むよう努めることを指針で求めています。
7	【代替化学名等の対象物質について】 政府 GHS 分類の結果が「代替化学名等の通知を認める区分」であっても、事業者が SDS 作成時に参照している分類結果が政府 GHS 分類結果	代替化学名等による通知ができる化学物質は、国及び事業者が行う化学品の分類（GHS 分類）において、労働安全衛生規則第三十四条の二の六の二の規定に基づきリスクア

	以外のものであり、それが「代替化学名等の通知を認める区分」に該当しない場合、代替化学名による通知は認められるか。 適用範囲の場合、明示していただきたい。 対象物質の要件について、特定化学物質障害予防規則や、労働安全衛生規則の濃度基準値が設定される物質、皮膚等障害化学物質等のいずれにも該当しないものは明確であるものの、国及び事業者による危険性・有害性の分類（GHS分類）の結果により重篤な健康障害を生ずる有害性クラス（生殖細胞変異原性、発がん性又は生殖毒性）の有害性区分に該当せず等に該当しない物について、国、事業者、EUなどのどの有害性区分を採用するかで異なり、結果として同じ物質でも秘密保持に差が生じることになる。政府分類で判断するなど、判断基準を明確にして頂きたい。	セメント及びその結果に基づく措置の実施に支障を生じないものとして厚生労働大臣が定めるもの（令和8年厚生労働省告示第42号。以下「告示」という。）で定める分類結果のいずれにも該当しない等の要件を満たす物と定めることとしています。そのため、国又は事業者のGHS分類のいずれかにおいて、告示で定める要件を満たさない場合には、代替化学名等による通知は認められません。
8	【代替化学名等の対象物質について】 国及び事業者によるGHS分類において「特定の有害性クラスで区分1に該当するもの」、「急性毒性区分1から区分3に該当するもの」等の要件に該当する物質については、この項目を満たさないため、濃度に関係なく、適用範囲からは外れるのでしょうか。	代替化学名等による通知の対象物質については、告示においてGHS分類における要件や濃度による要件等のいずれにも該当するものと規定されることから、GHS分類における要件に1つでも該当しない場合には、濃度に関わらず、適用の対象外となります。
9	【代替化学名等の対象物質について】 カーボンブラックや酸化チタンなどの、粉じんの吸入により発がん性区分2や特定標的臓器毒性（反復暴露）区分1と分類されている安衛法の通	代替化学名等の対象となる通知対象物は、告示において国及び事業者が行うGHS分類結果等に基づく要件を規定することとしており、当該告示に規定される要件に該当しない

	知/表示対象物質について、健康有害性が粉じんの吸入というばく露経路によるものである場合、液体やペーストまたはペレットのような製品に配合されている場合には、取り扱い作業中に粉塵として空気中に放出される恐れが無い（もしくはものすごく低い）ため代替名を使用してもリスクアセスメントに影響がないと思われますが、代替化学名等の通知をすることは可能でしょうか。	場合には、当該物質の形態にかかわらず代替化学名等による通知の対象外となります。
10	【代替化学名等の対象物質について】 S D S の記載が代替化学名になるとリスクアセスメントができなくなるのではないのでしょうか。 また、リスクアセスメントできないレベルで営業秘密とされないための仕組みも必要である。 社外に S D S をチェックする機構がないため、リスクのある物質を意図的に隠してリスクがないように見せかけることができるが、国としてはその対策をどう考えているのか。 リスクアセスメントに影響がない範囲内の定義が曖昧である。S D S 作成側は有害性が相対的に低いと判断し、S D S の 3 項で営業秘密としても、物質を特定できない場合はリスクアセスメントの実施に支障があると判断される可能性が高い。 特に CREATE-SIMPLE を利用している場合は、C A S ナンバー入力を前提としている事業者が多い。「リスクアセスメントに影響がない範囲内」の定義を S D S 作成側とリスクアセスメン	本制度は、労働安全衛生法第 57 条の 2 の通知事項について、G H S 分類による有害性が相対的に低く、かつ、濃度が濃度限界未満であることなど、リスクアセスメントに影響がない範囲内で、化学物質の成分の情報が企業の営業秘密に該当する情報である場合に限り、当該物質の成分の情報についてのみ、代替化学名等による通知を認めるものです。 譲渡・提供を受けた事業者がリスクアセスメントを実施するにあたり必要な有害性情報は、引き続き通知されます。 また、代替化学名等による通知が可能な物質は、リスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施に支障を生じないものとして、G H S 分類結果などの具体的な要件は告示で規定することとしています。 代替化学名等による通知が適切に実施されているかの確認のため、労働基準監督署から求められた場合には、代替化学名等により通知された成分名等の報告等に応じる義務を通知対象物譲渡者等に課すこととして

	ト実施者側の認識に差が出ないように具体的事例を掲げて説明して頂きたい。	おり、法令に基づく義務の履行を図ることとしています。
11	【対象物質の変更について】 国及び事業者による危険性・有害性の分類（GHS分類）は今後更新される可能性があると予想しますが、これにより営業秘密を保持できない物質が保持できる物質へ、営業秘密を保持できる物質が保持できない物質へ今後変わることがあるのでしょうか。もし変わるとすれば、現行品で営業秘密を保持できない通知成分が将来営業秘密を保持できる成分に変わったが、適用しても意味がないケースが考えられますがいかがでしょうか。	代替化学名等による通知ができる化学物質は、国及び事業者が行う化学品の分類（GHS分類）において、告示で定める分類結果のいずれにも該当しない等の要件を満たす物と定めることとしていることから、GHS分類が変更となった場合には、対象物質が変更となる場合があります。 また、対象物質の要件のうち、国によるGHS分類に基づく要件については、告示において現時点では令和7年3月31日までに分類されたものと定めることとしております。 今後、新たに国によるGHS分類が公表された場合には、告示を改正することにより、対象となるGHS分類結果を変更することとしておりますが、その適用日については、必要な経過措置を設けます。
12	【濃度限界以上の要件について】 「混合物中の含有量が濃度限界未満である物（濃度限界が定められている有害性クラスに該当するものに限る。）」の部分におきまして、中間とりまとめで「リスクアセスメントの実施に支障のない範囲とはいえない」との理由となっておりますが、有害性が分かれば成分名が代替名称であってもリスクアセスメントは実施できることから、本指針の趣旨である企業の営業秘密を守るという観点を考慮すると、この部分は削除すべきかと存じます。	含有量が濃度限界以上の場合には、成分単体の有害性の区分が混合物の有害性の区分に影響し、リスクアセスメントの実施に支障があることから、代替化学名等の対象外としています。

13	【ＳＤＳの記載方法について】 複数成分を含む混合物であって、それぞれに代替化学名を用いるとき、あたかも単一成分のように表示できてしまうおそれがあります。（個々の成分の代替化学品名を同じにできて、集合し得る）これはリスクアセスメントに重大な影響を及ぼし、制度の信頼性を損ねます。よって、代替化学名を設定する際には「成分の集約を行わないこと」を明文化し、運用上も厳格に遵守されるよう求めます。 また、指針案では「営業秘密のため代替化学品名を使用している」ことを明示する規定がありません。下流事業者や労働者が、情報の一部が営業秘密により伏せられていることを認識できないのは問題です。ＳＤＳに「本化学品名は代替化学品名を使用している」旨を明記するよう、記載義務化を要望します。	代替化学名等を設定した成分の情報については、医師から求めがあった場合に直ちに開示しなければならないとされていることから、異なる成分について、代替化学名が同じになる場合には、ＩＤを記載する等によりそれぞれの成分の情報が判別できるように記載することとしており、このことはマニュアルに示すこととしています。したがって、複数の成分を集約して表示することはできません。 改正法第 57 条の 2 第 3 項において、代替化学名等による通知を行う場合には、成分の情報が秘密として管理されている事業活動に有用な情報であって、公然と知られていないものである旨をあらかじめ明示して通知すること義務付けています。
14	【物質の組み合わせが営業秘密の場合について】 川中企業は用途に合わせて一般的な化学物質の組み合わせで対応する場合も多く、個々の物質よりもその組み合わせが営業秘密に該当する場合が多数ある。 営業秘密の対象とならない物質の組み合わせの場合、ノウハウが川下企業や場合によってはライバル企業に開示されてしまうが、今回の改正においてそのようなケースは想定されていないのではないかと。 物質の組み合わせが営業秘密に該当する場合、ＳＤＳを提供する事で営	従来より、混合物を販売する場合には、含有する通知対象物質の成分情報をＳＤＳに記載いただく必要があり、今回の営業秘密に関する制度の導入は、この制度を変更するものではありません。 なお、本改正は、リスクアセスメントの実施に支障がない範囲内で、当該物質の成分の情報についてのみ、代替化学名等による通知を認めるものです。 そのため、代替化学名等による通知の対象とならない物質は、物質の組み合わせが営業秘密に該当する場合であっても、リスクアセスメントを実施するにあたり必要な情報であ

	業秘密が開示されることになる可能性がある。SDSは一般的に公知情報と判断され、何の制限もなくノウハウが開示されることになるので、情報提供者が営業秘密に設定した場合、情報の不適切な使用（その情報を元にした内製化やライバル企業への製造委託など）をしないよう、法令で何らかの規制をかけてほしい。 また、この件は、施行されてからでは情報開示が先に行われるので、手遅れになるため、施行前に対策を決定して欲しい。	ることから、成分名を通知する必要があります。 なお、成分の含有量については、省令において、一部の物質を除き、含有量が営業秘密に該当する場合には、10 パーセント刻みで記載することを可能としています。
15	【新たに代替化学名等を設定する場合】 化学物質の管理に係る専門家検討会の資料として公開された本指針案について、新たに代替化学名等を設定して当該通知対象物を第三者に譲渡又は提供する場合、当該第三者に対し、当該通知対象物の成分について営業秘密であることをあらかじめ明示した上で、代替化学名等を定め、これを通知すること。とされているが、この場合に代替有害性情報の提供は必要か。 また、緊急連絡先は新たに代替化学名等を設定した事業者になるとの理解で良いか。	代替化学名等による通知については、原則として、化学名における成分の構造または構成要素を表す文字の一部を省略し、若しくは置き換えた代替化学名で通知することしており、代替化学名により化学物質の成分の情報が特定されるおそれが高い場合に限り、代替有害性情報の通知に変えることができるとしています。したがって、代替化学名を通知する場合には、代替有害性情報を併記することは求めています。 このことは、代替化学名等を設定して譲渡又は提供を受けた者が、第三者に譲渡又は提供を行う際、新たに代替化学名等を設定する場合も同様です。 また、新たに代替化学名等を設定した場合には、緊急連絡先は新たに設定した事業者になります。
16	【原材料に代替化学名等が使用されている場合について】	ご質問のように、代替化学名等を設定した成分を含む化学物質の譲渡又は提供を受けた者が、ブレンドな

	成分名から代替化学名に変更されると、購入した原材料をブレンドして販売する際には成分がわからないと成分の合算が困難な状態になる。代替化学部名でSDSを受け取った場合は、ブレンドする会社の場合は成分の合算はどのようにしたらよいのか。	ど更に加工を行った上で第三者に更に譲渡又は提供する場合は、原材料を製造した当該代替化学名等の設定者と守秘義務契約を締結する等により、成分等の情報を正しく把握した上で、SDS等に成分情報等を記載する必要があります。
17	【緊急時の医師からの成分情報の開示】 代替化学名等による通知を行う場合、緊急時に医師からの成分開示要請に対応出来る様に、代替化学名の通知を行う企業は24時間365日対応出来る体制を整備する（外部に委託することも可）事が必須である旨を通達やガイダンス等に明記して戴きたい。	省令において、医師による診断、治療のために成分情報の開示を求められた場合には、当該情報を直ちに医師に開示すること及びそのための緊急連絡先をSDS等に記載することを義務付けています。 また、緊急時対応については外部機関等に委託することが可能ですが、その場合にも対応の責任は事業者が負うものである旨を通達に記載する予定です。
18	【緊急連絡先の整備について】 緊急時、化学品の組成や取扱いに関する質問について、中小企業では特定の化学物質管理担当者しか回答出来ないことが想定される。24時間連絡が取れるとなると、個人の携帯番号を記載するしかなく、その場合は夜間休日でも組成情報を持ち歩くなど、現実的でない対応をしなければならず、個人の負担となる可能性が高い。 これを回避する方法として、日本中毒情報センターの有償サービスを利用する方法があるが、製品数が膨大にある場合、費用および手間の面で現実的ではない。 上記の懸念への対応として中小企業の日本中毒情報センターを利用するしかないのであれば、無償化または	代替化学名等を設定して成分名等を通知する場合には、SDS等に当該化学物質の成分名を直ちに回答が可能な緊急連絡先を記載する必要があり、この緊急連絡先は、代替化学名等を通知する事業者の責任において適切に確保されるべきものであることから、緊急連絡先について国として整備等を行う予定はありません。 なお、緊急時対応については外部機関等に委託することが可能です。

	格安での利用が出来るよう国から補助または対応を働きかけてほしい。	
19	【代替化学名等を更に第三者に譲渡又は提供する場合の緊急連絡先について】 S D Sに記載する緊急連絡先について「当該代替化学名等を設定した通知対象物譲渡者等から通知された緊急連絡先も併せて通知すること。」とされるようですが、この内容ですと事実上その代替化学名等を使用している製品が、物質名は伝わらなくても、より秘匿したい情報である『どのメーカーのどの原料を使用しているのか』を表明するに等しい状況になります。また、S D Sは広く提供するため、それがユーザーのみならず川上企業や第三者にも広まります。 さらに、代替化学名等は製品名に基づいて初めて対象物質が特定できると考えます。したがって、元の製品が不明であれば連絡先が記載してあっても、問い合わせを受けた側もどの物質に対する質問であるかわからないのではないのでしょうか。 今回の対象は比較的有害性の低い物質であることも鑑みると、時間がかかる可能性はありますが、医師からの問い合わせを受けた段階で、連絡先と対象製品を順次照会するような手順でもよいのではないかと考えます。	緊急事態における開示については、人命に関わる事態における医師による迅速な診断・治療のために必要であるという趣旨から、書面による守秘義務契約等を要せず、直ちに開示を行うことを義務付けています。 代替化学名等を設定された成分を含む化学物質の譲渡又は提供を受けた者が、第三者に更に譲渡又は提供する場合において、S D S等に記載する緊急連絡先に関しては、一般的に下記の2パターンが想定されます。 1. 当該代替化学名等を設定した譲渡者等から通知された代替化学名等をそのままS D Sに記載し、第三者に譲渡する場合：当該代替化学名等を設定した譲渡者等から通知された緊急連絡先をそのまま記載 2. 当該代替化学名等を設定した譲渡者等と守秘義務契約等を締結し、新たに代替化学名等を設定した場合：新たに代替化学名等を設定した譲渡者等の緊急連絡先を記載 これらのパターン以外を含めて、緊急連絡先をどのように設定するかについては、事業者の判断に委ねられますが、いずれにしても、医師からの照会に対し、緊急事態であれば直ちに、それ以外の場合にも速やかに情報を開示することを代替化学名等を設定した事業者が義務付けています。

20	【緊急事態等における情報開示について】 「医師による診断、治療のために必要があるとして当該医師が求める場合 代替化学名等により通知した成分の情報を直ちに開示すること」と定められるようですが、情報の請求元が医師であること、その医師の情報請求が診断、治療のために必要であるということを確認する方法についてご教示いただきたい。 医師やその他医療従事者でない者が（もしくは医師等本人が）悪意を持って企業の秘密情報を聞き出すことができるような仕組みとすることは避けていただきたい。正当性が確認できない場合は開示しなくてもよいようにしていただきたい。 緊急事態等の情報開示については、請求側の情報を明示・記録する仕組みを設けて頂きたい。	緊急事態における開示については、人命に関わる事態における医師による迅速な診断・治療のために必要であるという趣旨から、書面による守秘義務契約等を要することなく、直ちに開示を行うことを義務付けています。 開示を求めている者が医師であるか、診断、治療のために必要であるかの確認方法については、各企業において判断されるものですが、一例として、公開されている医療機関の代表電話等にかけて直しを行い、所属、氏名、資格の有無、問合せの経緯や状況等を確認する方法があると考えられます。
21	【緊急連絡先等について】 代替化学名を使用している物質に関して、緊急時に医師が問合せする連絡先が複数ある場合、問合せに時間がかかり、緊急対応に遅れが生じる可能性がありますと考えられます。C B I 制度を利用する際の代替化学名、緊急時の連絡先等の管理は一元管理が望ましいと考えますが、今後、指定（国の機関や事業者等）があるのでしょうか。また、輸入品で代替化学名が使用される場合、詳細（正確）な情報は日本国内の使用者が海外の製造者に問合せて入手し管理するのでしょうか？或	代替化学名等が複数記載された場合の問い合わせについては、S D S 等でそれぞれの代替化学名等に対応する緊急連絡先を明確にすることにより、適切な情報開示が可能と考えており、一元的な管理組織を設けることは予定しておりません。 なお、具体的なS D S 等への記載方法については、通達やマニュアル等において示すこととしています。 輸入品について代替化学名等による通知を行う場合には、輸入する事業者が成分名等を正確に把握の上、代替化学名等による通知、必要な情

	いは OR 等が設置されるのでしょうか？	報の記録等の措置を行う必要があります。
22	【代替化学名等に関する記録】 代替化学名を使用した場合、元となった原化学名を知るのは製造者または輸入者に限られることになります。しかし、当該化学品による事故や健康被害が発生した際には、実際の化学物質名を迅速に特定し、関係機関に周知する必要がありますと考えます。 そのため、代替化学名を設定した事業者には原化学名を記録し、一定期間は保管する義務を課すとともに、厚生労働省においても同情報を収集し、安全に保管し、緊急時に活用できる仕組みを整備していただきたいと考えます。	省令において、代替化学名等を通知した事業者は、代替化学名等を設定した成分等の情報を記録し、5年間保存するとともに、当該記録を保存している事業者が事業を廃止する場合には、所轄の労働基準監督署長に記録を引き渡すことを義務付けることとしています。 また、成分名の通知に代えて代替化学名等を通知する場合には、SDS等に当該化学物質の成分名を直ちに回答が可能な緊急連絡先を記載することとしていることから、医師は、緊急時に速やかに成分名等を把握できるものと考えています。 以上から、国において代替化学名等の情報を管理することは考えていません。
23	【特定危険有害化学物質等の記載について】 「代替化学名」が「法第 57 条の 2 第 3 項に規定する、化学名における成分の構造または構成要素を表す文字の一部を省略し、若しくは置き換えた化学名」と定義され、「特定危険有害化学物質等（化学物質、化学物質を含む製剤その他の労働者に対する危険又は健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるもの（通知対象物を除く。））」について、代替化学名等による通知を行う場合は、本指針について準じて取り組むよう努めること。」（案の最終項）とするのは適合していないと考えられます。なぜならば、通知対象物質を除か	ご意見を踏まえ、本指針の特定危険有害化学物質等の通知に係る記載については、特定危険有害化学物質等について、化学名における成分の構造または構成要素を表す文字の一部を省略し、若しくは置き換えた化学名等による通知を行う場合は、本指針に準じて取り組むよう努める旨の記載とします。

	れた特定危険有害化学物質等において、通知対象物質の成分名を省略もしくは置き換えた化学名である代替化学名による通知を行うことはないからです。「代替化学名等による通知に準ずる通知を行う場合は、」などとするのが適当と考えます。	
24	【事業廃止時の取扱いについて】 化学物質の管理に係る専門家検討会の資料として公開された本指針案について、事業廃止時に代替化学名等その他の情報を厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すものとする」と記載されている。当初案では事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長に引き渡すとされていたが記載内容がこのように改められた理由を伺いたい。	事業廃止時の代替化学名等に係る記録の提出については、専門家検討会において、外部機関への引き渡しについて提案しましたが、その後の検討により、最終的には、労働安全衛生分科会でお示ししたとおり、省令において、所轄の労働基準監督署長に引き渡すこととしました。
25	【CAS番号の記載について】 専門の知識を持たない人が化学物質管理者としてCREATE-SIMPLEを用いてリスクアセスメントを実施するには、CAS番号が必要と考えます。化学物質の商売をするうえで、そのあたりははっきりさせたくない事情は分かりますが、作業安全を狙うのであればCAS番号の記載を必須としてほしい。 秘密情報保護の目的はある程度理解するが、廃棄や不具合が起きた時、その物質濃度を測る会社があることを考慮していない。それは、単品で測定するなら簡単だが、他の物質と混ざったり、測定の為に使用する試薬と反応したりして、測定者の安全、廃棄後の安全を保障できない。SDSは可能	代替化学名等による成分情報の通知については、有害性が相対的に低く、かつ、濃度が濃度限界未満であるなど、リスクアセスメントに影響がない範囲内で、化学物質の成分の情報が企業の営業秘密に該当する情報である場合に限り認めるものです。 CAS番号は、物質を特定できるものであることから、記載を求めています。 なお、代替化学名等による通知が可能な物質は、告示においてリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施に支障を生じないものの要件を定めます。また、譲渡・提供を受けた事業者がリスクアセスメントを実施するにあたり必要な有害性情報は、引き続き通知されること、

	な限り正確に測定する必要がある、成分を明かしていないSDSは、何の意味もない。現行でもザル法だと思っているので、さらに抜け道、ザルにするのは理解できない。何か圧力や利権があるのでしょうか。	代替化学名を付与する際には、有害性に関連する官能基等については置換・削除すべきではないとしていることなどから労働者の安全を確保するためのリスクアセスメントに支障が生じることはないと考えています。
26	【SDSの物質名の記載について】 本指針案は営業秘密としたい場合の代替化学名の記載方法ではありますが、通知対象物質の成分名が長くSDS上で表示する際に読みにくい場合があるかと思います。その場合に代替名であってもCAS番号を通知することで営業上の秘密情報の取り扱いでないことと解釈することは可能ですか。	代替化学名等による通知は、告示で定められた要件を満たす化学物質の成分の情報が企業の営業秘密に該当する情報である場合のみ認められます。 代替化学名等による通知以外の場合には、安衛法第57条の2において、SDS等には成分名を記載することとされており、CAS番号の通知により成分名の記載に代えることはできません。
27	【SDSの物質名の記載について】 第57条の2で定める通知対象物を含有する混合物であって、本指針案の対象となる”営業秘密”を意図していない場合は、厚生労働省ホームページのQ&A（ラベル・SDS関係）Q12-3に従い、化学物質の名称に代えて法令名称である労働安全衛生規則別表第2、あるいは労働安全衛生法施行令別表第9の名称をSDS第3項に記載することで法の要件を満たすとの認識で問題ないでしょうか。	代替化学名等による通知制度が施行された以降も、これまでのSDSの記載方法に変更はありませんので、労働安全衛生法第57条の2第1項第2号の「成分」については、化学物質の名称又は安衛法関係法令に規定する名称のいずれの記載でも差し支えありません。
28	【SDSの物質名の記載について】 指針案に記載された代替化学名等を用いることができない成分が営業秘密であるため、現状、SDSには法で定める名称を記載せず、SDSとは別の方法で顧客に名称を通知してい	安衛法第57条の2に基づく通知事項のうち、成分名については、製造許可物質や特別規則の対象物質等の一部の物質を除き、成分名が営業上の秘密に該当する場合は、SDSにその旨を記載の上、成分情報の記載を省略し、守秘義務契約等の方法に

	る。令和8年4月1日以降も同様の対応でも問題ないか。 問題ない場合、SDSに記載する名称は指針(案)に記載された記載方法等に則る必要はないか。(顧客には名称を通知済のため、医師からの開示要請に24時間応じる体制を構築する必要はないか)	よりSDSとは別途通知することも可能としており、代替化学名等による通知の制度が施行となる令和8年4月1日以降も、取扱いに変更はありません。 なお、守秘義務契約等で成分名を通知していることから、本指針に基づき緊急連絡先等を記載する必要はありません。
29	【SDSの物質名の記載について】 令別表9に該当する物質で、例えば特定標的臓器毒性が区分1であるために代替化学名を用いることができない場合、個々の物質名とCAS番号等を開示する義務があるのでしょうか。それとも、別表9での名称を用いて、CASは非開示とすることは可能なのでしょうか。 成分の情報について、表示・通知対象となっている「銅及びその化合物」という名称または「フタロシアニンブルー」の様に通称を用いることを可とし、物質を特定する情報としてCAS番号を記載するなどの方法も認めてほしい。	成分名については、化学物質の名称又は安衛法関係法令に規定する名称を記載することとされていることから、CAS番号の通知により成分名の記載に代えることはできません。 また、リスクアセスメントの実施を円滑とするため、成分名に加え、当該物質のCAS番号を記載することが望ましいとされています。
30	本指針案において、一定の条件下で代替化学名等の通知が認められるとされていますが、本指針により高度な最先端技術を要する分野(半導体製造分野)においても化学名の開示が求められることに対し、以下の観点から強く懸念しております。 ・半導体製造工程で使用される化学品は、極めて高い技術力と長年の研究開発投資によって生み出されたものです。化学名や成分情報が開示されるこ	本指針は、営業秘密に該当する情報の開示を義務化するものではありません。 安衛法第57条の2に基づく通知事項では、成分名を通知することが原則ですが、国際連合が策定した化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)においては、企業の営業秘密情報の保持を保証すべきとされつつも、当該規定によって、作業員や消費者の健康と安全、

	とで、他社による模倣や逆解析が容易となり、当社製品の技術的優位性が失われるリスクがあります。これは、国内外の競争環境において致命的な打撃となり、ひいては日本の産業競争力の低下にもつながりかねません。 ・SDSの提供や、必要な危険有害性情報の開示には誠実に対応しておりますが、一方で、営業秘密に該当する化学名まで開示を義務付けられることは、企業の知的財産権保護の観点からも大きな問題です。安全確保と営業秘密保護のバランスを十分に考慮し、代替化学名等による通知の運用範囲を拡大することを強く要望します。 ・化学品の開発には多大な時間とコストがかかります。営業秘密が十分に保護されない場合、企業は新規開発への投資を控えるようになり、結果として日本の産業発展やイノベーション推進に悪影響を及ぼすことが懸念されます。 上記懸念により、以下を要望いたします。 ・営業秘密に該当する化学名の開示義務化には反対します。 ・代替化学名等による通知の運用範囲を最大限拡大し、企業の知的財産権・競争力を守る仕組みとしてください。 ・安全確保のために必要な情報は、現行のSDS等を通じて適切に提供することを前提とし、過度な情報開示を求めないよう配慮してください。	又は環境保護を危うくすべきではないと明記されています。 こうした国際的な考え方を踏まえ、本制度は、有害性が相対的に低く、かつ、濃度が濃度限界未満であることなど、リスクアセスメントに影響がない範囲内で、化学物質の成分の情報が企業の営業秘密に該当する情報である場合に、当該成分の情報について代替化学名等の通知を認めるものとしています。 したがって、本指針は企業の営業秘密情報の保持と労働者の安全性の両立に配慮しており、営業秘密の不必要な開示を求めるものではありません。
31	【パブリックコメント時の資料等について】 指針（案）を示すべきであると考えます。	パブリックコメント時の概要資料において、本指針で定める代替化学名等による通知を行う場合の記載方法等を具体的に示していることか

		ら、パブリックコメントとして十分なものであり、パブリックコメント時に指針案の全文を掲載することは、必ずしも必要ないと考えています。
--	--	---

※上記のほか、2件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。